

令和5年度5月 第2回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年5月19日（金） 午前10時00分 ～ 午前10時20分

開催場所 あま市役所 D会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	欠席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	欠席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	伊藤 秀樹
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 8 号 現況証明願について
日程第 6	報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	報告第 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 7 号 農地改良届について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は11人、推進委員の出席数は9人です。辻本委員、山田委員、武藤委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和5年度5月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
6番宮崎委員及び7番片岡委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第6号について説明いたします。

1番につきまして説明いたします。

参考資料は1～2ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は新居屋山地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は3～5ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は西今宿六反割、八反田地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は6～7ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は西今宿六反割地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

4番につきまして説明いたします。

参考資料は8～9ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は西今宿馬洗地内の

田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、５月１６日に山田昌弘委員と大平委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第６号につきましては、山田昌弘委員と大平委員に現地確認を行っていただきました。本来であれば農業委員の山田昌弘委員から報告をいただくところですが、欠席のため同行していただいた、推進委員の大平委員から現地の状況について報告願います。

大平委員 議案第６号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び大平委員から説明・報告がありました、議案第６号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第６号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第６号は承認されました。

議 長 日程第４ 議案第７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第７号について説明いたします。

１番につきまして説明いたします。

参考資料は１０～１２ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は篠田木折前地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。譲受人は、名古屋市中川区に本社を置き、交通管制保安装置の製造販売、リース、レンタル業を営んでおります。

申請地南約２０ｍのところに工場を構え、営業を行っておりますが、業務の

拡大により社員用駐車場が不足しているため、既存の社員駐車場と一体で利用する社員用駐車場をしんせつするための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は13～15ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております。申請地は七宝町沖之島九之坪地内の田・畑で、駐車場兼資材置場への転用で、所有権移転となっております。譲受人は申請地の道路を挟んだ北側に本社を置き、自動車整備業及び自動車タイヤの販売、修理業を営んでおります。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は16～18ページです。

賃借人・賃貸人は、議案のとおりとなっております。申請地は七宝町桂六勺地内の畑で、自動車整備工場への転用で、所有権移転となっております。譲受人はあま市七宝町川部地内で、自動車一般整備業を営んでおります。現在業務に使用している敷地及び建物は、賃借しており、所有者から返却を求められておりますので、申請地及び北側隣接地を一体利用し、自動車整備工場を新設するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

4番につきまして説明いたします。

参考資料は19～21ページです。

賃借人・賃貸人は、議案のとおりとなっております。申請地は乙之子莪原新田地内の田で、資材置場への転用で、賃借権設定となっております。賃借人は海部郡大治町地内に本社を置き、土木建築工事業を営んでおります。業務の拡大により、資材置き場が不足しておりますので、資材置き場を新設するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、5月17日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、5月16日には山田委員と大平委員と現地調査をさせていただいております。

議 長

山田昌弘委員と大平委員に現地確認を行っていただきました。本来であれば農業委員の山田昌弘委員から報告をいただくところですが、欠席のため同行し

ていただいた、推進委員の大平委員から現地の状況について報告願います。

大平委員 議案第7号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び大平委員から説明・報告がありました、議案第7号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第7号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第7号は承認されました。

議 長 日程第5 議案第8号「現況証明願について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第8号について説明いたします。
1番につきまして説明いたします。
参考資料は22～24ページです。
申請人は、議案のとおりとなっており、申請地は花正郷中地内の畑で、20年以上前から宅地として使用しているため証明が見込めます。提出された書類には、固定資産税評価額等証明書があり、平成元年より農地以外で使用していたことが確認できております。
以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第8号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第8号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第8号は承認されました。

議 長 日程第6 報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出につい

て」、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による届出について」、報告第7号「農地改良届について」を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 ただ今事務局から報告がありました、報告第4号から報告第7号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

議 長 ご質問も無いようですので、質疑を終了します。
以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦勞さまでした。
次回の農業委員会でございますが、6月20日(火)午前10時からの予定です。
最後にその他ということで、事務局から願います。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年6月9日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 宮崎 君江

署 名 委 員 片岡 伴造